

「今後、寝屋川市が重点化すべき文化振興施策について」

答申

平成 26 年 8 月

寝屋川市文化振興会議

## 目次

はじめに	1
文化振興事業の現状と課題	2
めざす方向性（理念）	6
取り組むべき施策	7
おわりに	10

### 資料

寝屋川市教育委員会からの諮問書	11
寝屋川市文化振興条例	12
寝屋川市文化振興会議委員名簿	14
寝屋川市文化振興会議の活動経緯	14

## はじめに

平成 24 年 9 月 21 日、寝屋川市文化振興会議は、寝屋川市教育委員会より「今後、寝屋川市が重点化すべき文化振興施策について」の諮問を受け、検討を重ねてきました。

本市の文化振興事業は、寝屋川市文化振興条例、第五次寝屋川市総合計画に基づき実施されています。寝屋川市文化振興条例は、本市の文化の振興に関し基本となる方針その他の事項を定めることにより、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

しかし、今日の文化活動を取り巻く環境は厳しいと言わざるを得ません。景気は最悪の状況を脱し、緩やかな回復基調にあるとはいえ、「文化活動を継続するためには、そのための資金を自らが生み出し、調達すべき」との風潮が広がり、資金難にあえぐ文化団体も少なくありません。

また、広い分野に渡って様々な文化団体等が活動していますが、少子化と高齢化が加速し、個々人のライフスタイルが多様化する中で、文化活動を担うメンバーが固定化し、世代間・分野間の交流が活発に行われていない現状も見受けられます。その結果、文化資源が分断され、広く共有されないことにより、せっかくの豊かな施設や団体等の文化資源が有効に活用されていないという状況を生んでいるように思われます。

文化の振興を図るためには、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の 4 つの要素が必要です。本会議では、以上のような現状を踏まえ、これら 4 要素のうち「ヒト」を最重要項目と位置づけ、寝屋川市の文化に関する「ヒトづくり」の必要性を確認しました。そして、「ヒト」が「モノ」・「カネ」・「情報」と結びつき、文化資源が有効に活用されることを目標として、これまでの検討の結果を答申するものです。

## 文化振興事業の現状と課題

### ◆寝屋川市文化振興条例施行までの経緯

平成13年12月、文化芸術の振興に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進に向けた施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術振興基本法」が制定されました。

これを踏まえ、本市においても、市民の自主性・主体性を尊重しながら、気軽に文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進するため、「寝屋川市文化振興条例」を平成21年12月に制定し、平成22年4月から施行しました。

### ◆文化振興に関するおもな取組

#### 1. 芸術・生活文化の振興

##### ●文化芸術活動の発表

事業名	開催場所
アルカスピアノコンクール	アルカスホール
寝屋川ミュージックデー	市民会館
美術公募展（隔年）	市民ギャラリー
市民文化祭	中央公民館

##### ●市民とプロの共演

事業名	開催場所
寝屋川音楽祭～クラシック in ねやがわ～（隔年）	市民会館
寝屋川音楽祭～みんなで作る第九コンサート～（5年毎）	市民会館

##### ●アルカスホール、池の里市民交流センターの管理運営

#### 2. 文化財の保存等

##### ●指定文化財、埋蔵文化財の公開・啓発

事業名	開催場所
市指定文化財の一般公開	指定文化財を所蔵する寺社
考古資料の企画展示	埋蔵文化財資料館

##### ●文化財の保護・維持管理

- ・ 開発に伴う埋蔵文化財調査や史跡整備に向けた調査
- ・ 指定文化財の維持管理
- ・ 出土遺物の整理、復元

##### ●埋蔵文化財資料館の管理運営

### 3. 地域文化の振興

#### ●新寝屋川八景の周知・啓発

事業名	開催場所
人形劇「トコトコはちかっちゃん」	各コミュニティセンター

### 4. 市民の鑑賞等の機会の充実

#### ●プロによる作品の鑑賞

事業名	開催場所
ミュージカル「寝屋のはちかづき」	アルカスホール

#### ●音楽に対する理解と意識の高揚

事業名	開催場所
市民たそがれコンサート	市内4駅前

### 5. 人材等の育成

- ・寝屋川市民管弦楽団との連携
- ・市内文化団体や音楽団体との連絡調整（イベント開催時の支援やアドバイス）

### 6. 情報の提供等

- ・広報ねやがわ、市ホームページなどによる文化情報の発信
- ・「ねやがわ生涯学習あんない」（社会教育部社会教育課発行）への文化団体等の情報の掲載
- ・各種イベントチラシを公共施設等へ配架

### 7. その他

市民団体等が自主的・自発的に行う公益性のある事業やにぎわいを創出する事業に対し、補助金を交付することにより、当該団体が自発性・創意工夫を発揮して新たな事業を立ち上げ、及び事業を拡充することを誘発し、もって公益活動の促進、まちの活性化とにぎわい創出を図るため、「寝屋川市公益活動支援・にぎわい創出公募補助金制度」が経営企画部企画政策課において実施されています。

◆文化活動が行える主な施設

名 称	設 備
アルカスホール (市立地域交流センター)	359席のメインホール、ギャラリースペース、練習室等
池の里市民交流センター	アリーナ、グラウンド、多目的室、文化財資料施設、自然資料施設等
エスポアール	学習室、軽スポーツ室、多目的ホール、音楽室、料理室等
中央公民館	430席の講堂、軽スポーツ室、幼児室、講義室、和室、音楽室等
市民ギャラリー	展示室2室、控室等
市民会館	1,203席の大ホール、小ホール、会議室、多目的室、作法室等
コミュニティセンター	市内6か所に設置

◆市内の景観・史跡など

●新寝屋川八景

わがまち寝屋川の魅力を市内外に発信していくことを目的に、平成21年1月に制定。選定にあたっては、「自然を散策し、歴史にふれ、子供たちが遊び、市民が憩う、そして郷土愛を育む」を基本テーマとして、市民から候補地の推薦および絵画・写真の作品の募集を行い、さらに市民の投票結果を踏まえて新寝屋川八景選定委員会で決定しました。

●文化と歴史のネットワーク

新寝屋川八景を始め、市内の史跡等を巡る10コースを設定して、各ポイントにはちかづき姫をモチーフにした石像の案内サインや誘導サインを約200か所に設置し、市内散策の利便性の向上を図っています。

●地域の祭り

地域の神社などを中心とした古くからの祭りや、コミュニティセンター・自治会など地域コミュニティを中心とした祭りが市内各地域で行われています。

●市内の主な文化財

区 分	名 称
国指定文化財	史跡：石宝殿古墳、高宮廃寺跡
国登録文化財	有形文化財・建造物：聖母女学院校舎
府指定文化財	史跡：寝屋古墳 天然記念物：神田天満宮のくすのき、春日神社のしいの社叢
市指定文化財	史跡：太秦高塚古墳、伝・秦河勝の墓 有形文化財・彫刻：秋玄寺 十三仏板碑、法安寺 木造聖観音坐像ほか 有形文化財・工芸品：大念寺 梵鐘ほか 有形文化財・絵画：西正寺 絹本着色方便法身尊像ほか 有形文化財・建造物：菅原神社本殿ほか 有形文化財・考古資料：明光寺 雷神石ほか 無形民俗文化財：三井のお弓行事

◆課題

本市は、上記の様々な取組を実施するとともに、豊富な施設や文化財を有しており、「寝屋川市文化振興条例」及び「第五次寝屋川市総合計画」の趣旨に基づき、実施する多くの文化振興事業において実行委員会形式を取り入れるなど、市民との協働を推進しています。

しかし、平成 22 年度市民意識調査において、「寝屋川市では、展示会・コンサート等、文化・芸術活動が活発に行われていると思いますか。」との質問に対して、「思う」「少し思う」との回答は合計で 23.8%、平成 24 年度市民意識調査においても 26.6%と微増しているものの、依然低い傾向にあります。

これらの市民意識や市民生活の多様化・高齢化などを踏まえ、心豊かな市民生活や活力ある地域社会の実現に寄与していくために、今後本市が重点化すべき文化振興施策は何であるか、検討が必要な時期に来ています。

## めざす方向性（理念）

### ◆ 3つの基本理念

寝屋川市文化振興条例には以下の3つの基本理念が掲げられています。

1. 市民の自主性及び創造性並びに文化の多様性の尊重
2. 市民が文化を創造し、享受することができるような環境の整備
3. 市民相互の協働及び市民と寝屋川市との協働を基本にした文化振興施策の推進

前章で述べたように、本市には、多様で豊かな文化施設・文化振興に関する取組・補助金制度や伝統行事、文化財があります。本市の文化振興事業として、まず、これらの文化資源を有効に活用することが重要となります。

### ◆ 「ねやがわらしさ」の発掘・発信

本市の文化振興を考える際、本市のユニークさ、すなわち「ねやがわらしさ」をどこに見いだすかが問題となります。もちろん、「ねやがわらしさ」が容易に見つければ、それを中心に据えた文化振興施策を実施し、市内外にアピールすれば良いのですが、現状において、誰もが共有できる「ねやがわらしさ」を見つけることは難しいようです。

それは、「第五次寝屋川市総合計画策定に関する市民意識調査」（平成20年11月）の結果において、多くの市民が賛同する「ねやがわらしさ」が確立されていなかったことからもうかがえます。つまり、他地域になく、本市の代名詞と言えるほどの圧倒的な存在感を示す文化資源が本市には存在しないのです。

そうであるならば、「ねやがわらしさ」を示す文化をこれから新たに創造するのもひとつの選択肢です。全国的に知名度の高い景観や芸能を市のシンボルとして、様々な関連事業を展開している自治体もあるように、本市も文化的シンボルの創造に力を注ぐ方向性が考えられます。

しかし、本会議は、新たな文化を創造するのではなく、既存の市の文化資源を発掘し、発信していくことに「ねやがわらしさ」を見いだすことを提案します。そのために、本市に求められるのは、文化に関わる「ヒト」の育成・支援です。世代や分野を横断できる「ヒト」、世代や分野をつなげることができる「ヒト」を育成・支援することです。

寝屋川市文化振興条例の3つの基本理念にあるように、市民と市が協働し、市民の自主性・創造性、文化の多様性を尊重しながら、市民が気軽に文化活動に参加し、文化を享受できる環境を創ることができたならば、それこそが「ねやがわらしさ」だと言えるでしょう。そして、こうした環境が整ったならば、次のステップとして、新たな「ねやがわの文化」の創造も可能となるはずです。

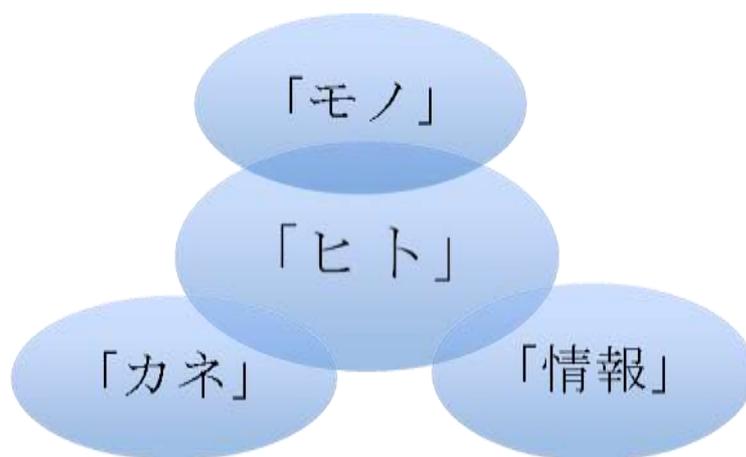
## 取り組むべき施策

寝屋川市文化振興会議では、今後取り組むべき施策について様々な議論を進めてきましたが、文化資源を活用し、寝屋川市文化振興条例の3つの理念を実現していく上で、以下の課題を抽出しました。

- 多様な文化施設を有効活用できていない
- 文化施設の利用者が固定している
- 情報が整理されていない
- 世代間の交流が少ない
  - 活動メンバーの高齢化と後継者不足
  - 勤労者世代・主婦層の文化活動への参加率の低さ
- 分野間の交流が少ない
  - 文化、嗜好の多様化への対応の遅れ

これらの課題を克服し、寝屋川市の文化を振興するためには、文化に関わる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の4つの要素を充実させ、有効に結びつけることが必要です。その際に重要な役割を担うのが「ヒト」です。特に本市の場合、文化資源は豊かですが、それらが分断されている現状が見受けられるため、「ヒト」の持つ重要性は格段に大きくなります。

下図のように「モノ」「カネ」「情報」といった市の文化資源を「ヒト」によって結びつけることができれば、世代間の交流・分野間の交流、市民と市の連携が可能になると思われます。



具体的な施策について、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」ごとに提示します。

## 「ヒト」：人材の育成、活用

### ●大学との連携

市内には2つの大学が存在し、約13,000人の学生が学んでいます。大学の有する学生・教職員・施設・知識・技術・経験などを文化資源と捉えるならば、大学等との連携は市の文化振興の重要なきっかけとなるでしょう。大学の若い人材は文化の担い手となり、大学は世代間の交流不足や後継者不足の克服にも寄与することができます。

本市は、他市の大学等を含む8法人と包括連携協定を結んでおり（大阪電気通信大学、常翔学園、聖母女学院、同志社、大阪府立大学、関西医科大学、大阪国際学園、大阪音楽大学）、今後は、これらの資源をさらに活用していくことが求められます。

### ●世代間および分野間の交流促進のコーディネーター育成

少子高齢化が進み、ライフスタイルが多様化する今日において、市民同士の関わりも年代やライフスタイルの近い人に固定化されがちです。こうした境界を越えて、市民の交流を促進するためには、分断されている集団を結びつけるコーディネーターが必要となります。

しかし、コーディネーターの育成は容易ではないので、市民と市が協力しながら、時には市がリーダーシップを取り、コーディネーターを育成することが求められます。

## 「モノ」：文化施設の活用促進

### ●アルカスホールなどの施設の活用

「文化振興事業の現状と課題」の章で述べたように、本市は文化資源として豊富な施設を有していますが、それらが有効活用されていないケースが見られます。ここでも、「ヒト」と「情報」を活用し、施設と市民ニーズを結びつける必要があります。

多様な文化芸術活動の発表・鑑賞の場を創るため、市民ニーズなど様々な情報を集約し、市民が気軽に利用できる施設・立ち寄れる施設づくりを進めていくことが求められます。

## 「カネ」：財源の確保

### ●補助制度の活用

本市では、市民の活動を支援するための公募補助金制度が実施されています。この制度に採択されれば、「公益活動支援」として区分により50万円、「にぎわい創出」として200万円が上限として助成され、これまでに本制度を利用して伝統文化や音楽活動などのほか、健康づくり、地域活性化といった活動が実施されてきました。

本補助金制度は、他市に誇れる特筆すべき制度だと評価できますが、文化振興事業においても国・府の補助金や近隣自治体との連携事業の活用を進めていく必要があります。

#### ●文化振興事業の活性化

アルカスホール、市民ギャラリー等の施設が充実したことで、市民の文化活動の場が大きく広がりました。

市民がこれらの施設を一層活用し、自主・創造の文化活動を展開できるよう、市においても常に創意工夫するとともに、費用対効果を十分勘案した文化振興事業の検討や条件整備を図ることが望まれます。

#### 「情報」：情報の共有

##### ●ICTの活用

情報の共有は人々の交流を生み出します。逆に、情報が共有されていなければ人々の交流は鈍化します。従って、文化資源の分断を克服するためには、「ヒト」と並んで「情報」も大切です。

情報は「ヒト」と「ヒト」、「ヒト」と「モノ」（文化施設）を結びつけます。市民ニーズなどの情報と「モノ」（文化施設）のマッチングがより効率的に行われることで、市の文化施設がより効果的に利用されると考えられます。そのためには、文化振興に関する情報は様々なところに散逸しているのではなく、集約・整理され市民に発信されるべきです。

情報発信の一元化を図るため、情報が探しやすく、使いやすいポータルサイト等の制作が必要であり、こうしたポータルサイトに情報を集約するためには、市の部局間の連携も求められます。

## おわりに

寝屋川市文化振興会議は、平成 24 年 9 月から平成 26 年 8 月にかけて 7 回にわたり「今後、寝屋川市が重点化すべき文化振興施策について」をテーマに様々な角度から審議を進め、今回の答申をまとめました。

これまで述べてきたように、本市の文化振興における一番の課題は、分断された文化資源をいかに結びつけるかにあります。この課題を克服するために必要な施策は「ヒトづくり」です。こうした「ヒトづくり」において、市が中心的役割を担えるのではないかと考えられます。例えば、文化活動を担うコーディネーターの育成や市内外の大学との連携です。

また、市役所内において文化資源に関わる部局が複数に及んでいるならば、各部局が個々に活動するのではなく、部局間の連携を促進することが必要です。市内の文化活動や関係課の情報を共有し、一元化することで、文化振興に関する情報の流れがスムーズになり、文化活動を行う団体が交流する場を市が提供することで、分野間の交流が促進するでしょう。

さらに、今後市の内部にも部局を越えて総合的に文化振興をプロデュースする人材が育成されれば、市民と市の協働を基本とする文化振興施策が活性化し、「ねやがわの文化」の創造が可能となるのではないのでしょうか。

(写)

寝屋川市文化振興会議  
会長 鈴木 勇 様

寝屋川市教育委員会  
委員長 村田 茂

今後、寝屋川市が重点化すべき文化振興施策について(諮問)

表題の件について、平成 22 年 4 月に寝屋川市の文化の振興に関し基本となる方針その他の事項を定めた「寝屋川市文化振興条例」を施行し、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めているところでありますが、人口減少社会の到来や人々の価値観の多様化、NPO等の台頭など、社会をめぐる情勢は、年々変化してきております。

そこで本市文化の振興が心豊かな市民生活や活力ある地域社会の実現に寄与していくためにも、下記の事項について、平成 26 年 8 月末をめどに、寝屋川市文化振興条例第 11 条第 2 項に基づき貴会議の意見を求めます。

## 記

### 1. 諮問事項

(1)今後、寝屋川市が重点化すべき文化振興施策について

## 寝屋川市文化振興条例

### (目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し基本となる方針その他の事項を定めることにより、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 文化の振興に当たっては、次に掲げることを基本理念とする。

- (1) 市民（寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。以下同じ。）の自主性及び創造性並びに文化の多様性が尊重されること。
- (2) 市民が文化を創造し、享受することができるような環境の整備が図られること。
- (3) 市民相互の協働及び市民と寝屋川市との協働を基本として、文化振興施策が推進されること。

### (寝屋川市の責務)

第3条 寝屋川市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化振興施策を総合的に推進するものとする。

### (市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興するよう努めるものとする。

### (芸術・生活文化の振興)

第5条 寝屋川市は、芸術・生活文化（芸術及び生活に係る文化をいう。）を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (文化財の保存等)

第6条 寝屋川市は、有形及び無形の文化財が適切に保存され、及び活用されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (地域文化の振興)

第7条 寝屋川市は、地域の人々によって培われてきた文化の継承及び発展が図られるよう、及び地域文化（祭り、伝承その他の地域に係る文化をいう。）を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (市民の鑑賞等の機会の充実)

第8条 寝屋川市は、市民が自主的に文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる機会の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (人材等の育成)

第9条 寝屋川市は、文化活動を担う人材及び団体の育成を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第 10 条 寝屋川市は、市民が行う文化の振興のための取組の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(寝屋川市文化振興会議の設置)

第 11 条 寝屋川市に、寝屋川市文化振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、教育委員会の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項について意見を述べるものとする。

3 会議は、委員 10 人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験を有する者及び関係団体の代表者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

◆寝屋川市文化振興会議委員名簿（平成24年9月1日～平成26年8月31日）

区 分	氏 名	経 歴 等
学識を有する者	鈴木 勇（会長）	甲子園大学心理学部専任講師
学識を有する者	平尾 和（故人）	特定非営利活動法人 とよなか市民活動ネットきずな 理事・事務局長
芸術・生活文化	朝倉 洋	大阪国際大学短期大学部教授
文化関係団体	山田 隆（副会長）	寝屋川市文化連盟会長
市立学校関係	藤丸 一郎	元 寝屋川市立梅が丘小学校長
企業によるメセナ	榎本 香	株式会社エクセディ人事総務部
市民公募	尾崎 こず恵	市民

◆寝屋川市文化振興会議の活動経緯

日 程	案 件
平成24年9月21日	寝屋川市教育委員会より、「今後、寝屋川市が重点化すべき文化振興施策について」諮問
平成25年1月18日	①寝屋川市文化振興施策について
平成25年3月18日	①文化関係施設の視察 ②文化関係施設の有効活用について
平成25年7月30日	①社会教育推進計画について ②文化振興会議の今後の進め方について ③「今後、寝屋川市が重点化すべき文化振興施策について」
平成25年9月2日	①他の市で成果をあげている事業について ②「今後、寝屋川市が重点化すべき文化振興施策について」の答申に向けて
平成26年1月24日	①寝屋川市社会教育推進計画の進捗状況 ②今後の文化振興会議開催について ③「文化振興会議答申骨子（案）」の審議について
平成26年7月2日	①「文化振興会議答申（案）」の審議について
平成26年8月18日	寝屋川市教育委員会へ答申